



2026年4月27日

各 位

会 社 名 キムラユニティー株式会社
代表者名 代表取締役社長 成瀬 茂広
(コード番号 9368 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 取締役副社長 小山 幸弘
(TEL : 052 - 962 - 7053)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月18日開催予定の当社第55回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、健全な成長と発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題であると認識しております。今般、監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員に取締役会の構成員として議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、定款第19条第1項に定める取締役の員数の上限を10名から11名に変更するものであります。
- (3) 当社を取り巻く環境変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため、役付取締役選定の柔軟性を確保することを目的として、現行定款第22条第2項を変更するものであります。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、変更案第29条第2項の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月18日
定款変更の効力発生日	2026年6月18日

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2.当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 170 475 203">3. (条文省略)</p> <p data-bbox="181 268 292 302">(任 期)</p> <p data-bbox="165 318 783 492">第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="419 555 529 589">(新 設)</p> <p data-bbox="419 745 529 779">(新 設)</p> <p data-bbox="181 1032 544 1066">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="165 1081 775 1160">第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="264 1225 783 1400">2.取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役<u>それぞれ</u>若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="165 1559 448 1592">第 23 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="181 1655 459 1688">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="165 1704 783 1879">第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="264 1895 783 2024">2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p data-bbox="906 170 1142 203">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 268 933 302">(任 期)</p> <p data-bbox="807 318 1425 539">第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="906 555 1425 730">2.<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="906 745 1425 967">3.<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="823 1032 1185 1066">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="807 1081 1425 1211">第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="906 1225 1425 1494">2.取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p data-bbox="807 1559 1121 1592">第 23 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 1655 1101 1688">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="807 1704 1425 1879">第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="906 1895 1425 2024">2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2.当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であら</u> <u>かじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2.<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2.当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 6 0 0 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 <u>34</u> 条～第 <u>37</u> 条 （現行どおり）</p> <p><u>（附 則）</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、第 5 5 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上